

別紙 2

番号	1141
特定事業の名称	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工業再配置促進法施行令第一条に規定する移転促進地域から除く区域を指定するにあたり、雇用の状況の改善を図る必要がある区域として、必要となる基準を定めている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域においては、次の各号の基準を工業再配置促進法施行令(昭和47年政令第383号)第一条の経済産業省令で定める基準とみなす。</p> <p>一 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率(以下この号において「地域求人倍率」という。)の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であり、かつ、過去六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。</p> <p>二 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし